



神戸市公報

発行所
神戸市役所

編集兼印刷
神戸市長

< 臨時特別号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市市税条例の一部を改正する条例	行財政局税務部税制企画課	1
条例	神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例	福祉局くらし支援課	33
条例	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市 重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	34
条例	神戸市都市公園条例の一部を改正する条例	建設局公園部管理課	41
条例	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	50

令和7年6月6日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和7年6月10日

神戸市長

久元 喜造

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第1号

神戸市市税条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民税の減免) 第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。	(市民税の減免) 第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 次条第1項の規定による申請があつた日（市長が必要があると認める場合には、市長が認める日。以下この号において単に「申請があつた日」という。）以後に納期限が到来する市民税の額（給与所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の支払回数割仮特別

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 次条第1項の規定による申請があつた日（市長が必要があると認める場合には、市長が認める日）以後に納期限が到来する市民税の額（給与所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額とする。）に減少

徴収税額又は支払回数割特別徴収税額とする。)に減少率(前年の合計所得金額に対するその年の合計所得金額の見積額の減少割合をいう。)を乗じて得た額の10分の5相当額	率(前年の合計所得金額に対するその年の合計所得金額の見積額の減少割合をいう。)を乗じて得た額の10分の5相当額
(3) [略]	(3) [略]
2～4 [略]	2～4 [略]

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
(市民税に関する用語の意義)	(市民税に関する用語の意義)
第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第	(7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第

4 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が58万円以下である者をいう。

(8) [略]

(9) 扶養親族 市民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が58万円以下である者をいう。

(10)～(15) [略]

4 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(8) [略]

(9) 扶養親族 市民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(10)～(15) [略]

2 [略]

3 市民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第20条の3第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の市民税の納税義務者の特定親族（同項第12号に規定する特定親族をいう。次項において同じ。）にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれかにのみ該当するものとみなす。

4 2以上の市民税の納税義務者の扶養親族又は特定親族に該当する者がある場合には、その者は、政令に規定するところにより、これらの納税義務者のうちいずれかの納税義務者の扶養親族又は特定親族にのみ該当するものとみなす。

5 [略]

（所得控除）

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(11) [略]

2 [略]

3 2以上の市民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令に規定するところにより、これらの納税義務者のうちいずれかの納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

4 [略]

（所得控除）

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(11) [略]

(12) 自己と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）

各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 前年の合計所得金額が95万円以下である特定親族 45万円

イ 前年の合計所得金額が95万円を超え115万円以下である特定親族 63万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち84万

1円を超える部分の金額に2を乗じた金額（当該乗じた金額が10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額でないときは、10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ウ 前年の合計所得金額が115万円を超え120万円以下である特定親族 6万円

エ 前年の合計所得金額が120万円を超える特定親族 3万円

2～5 [略]

6 第1項第1号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第2号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第3号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第4号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第5号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第5号の3の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第6号及び第3項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第1項第8号の規定に

2～5 [略]

6 第1項第1号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第2号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第3号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第4号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第5号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第5号の3の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第6号及び第3項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第1項第8号の規定に

より控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第8号の2の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第9号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第10号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第10号の2の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第11号及び第4項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第1項第12号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第2項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

7 [略]

8 第1項、第3項又は第4項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第3項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第3項の規定に該当する扶養親族、第4項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその

より控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第8号の2の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第9号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第10号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第10号の2の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第11号及び第4項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第2項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

7 [略]

8 第1項、第3項又は第4項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第3項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第3項の規定に該当する扶養親族、第4項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその

他の扶養親族若しくは特定親族であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第18条第1項第13号アに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

9 [略]

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族及び特定親族の範囲の特例については、政令に規定するところによる。

11 第1項及び第2項の規定による控除に当たっては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶

他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第18条第1項第13号アに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

9 [略]

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令に規定するところによる。

11 第1項及び第2項の規定による控除に当たっては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶

者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控

者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控

除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第20条の3第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、第20条の3第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が

除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第20条の3第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第20条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項

(6)～(8) [略]

2～8 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 又は扶養控除額の控除に関する事項

(6)～(8) [略]

2～8 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）

所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)

は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項(第7号から第9号まで、第12号ア(イ)、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。)、第19条の2第1項(第2号に係る部分

は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項(第7号から第9号まで、第12号ア(イ)、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。)、第19条の2第1項(第2号に係る部分

に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2 及び第12号に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2)、(3) [略]

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項(第7号から第9号まで、第12号ア(イ)、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。)、第19条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2 及び第12号に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条の2第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2)、(3) [略]

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項(第7号から第9号まで、第12号ア(イ)、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。)、第19条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条の2第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2)、(3) [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2

(2)、(3) [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2

に規定する法附則第34条の2の規定、
附則第15条の3に規定する法附則第34
条の3の規定又は附則第16条に規定す
る法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する法附則第4条第1項第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
	同法	租税特別措置法
	第36条の5	第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号において同じ。）
附則第4条の2第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号

に規定する法附則第34条の2の規定、
附則第15条の3に規定する法附則第34
条の3の規定又は附則第16条に規定す
る法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する法附則第4条第1項第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
	同法	租税特別措置法
	第36条の5	第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の7第1項</u> の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号において同じ。）
附則第4条の2第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号

項に規定する法律第11条の6	条の5	する法律第11条の6	項に規定する法律第11条の7	条の5	する法律第11条の7
法附則第4条の2第1項第1号	の2第7項第1号	第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号	法附則第4条の2第1項第1号	の2第7項第1号	第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号
同法	同法	租税特別措置法	同法	同法	租税特別措置法
附則第15条に規定する法附則第34条第4項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	附則第15条に規定する法附則第34条第4項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
同法第31条第1項	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項	同法第31条第1項	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第15条の2第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若し	附則第15条の2第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若し

		くは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）			くは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項	附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 [略]

2 [略]

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する	租 税 特 別 措 置 法 第 4 1 条 の 5 第 7 項 第 1 号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） 第11条の6第4項の規定に
--------------------	---------------------------------------	---

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する	租 税 特 別 措 置 法 第 4 1 条 の 5 第 7 項 第 1 号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） 第11条の7第4項の規定に
--------------------	---------------------------------------	---

法 附 則		より読み替えて適用	法 附 則		より読み替えて適用
第 4 条		される租税特別措置	第 4 条		される租税特別措置
第 1 項		法第41条の5第7項	第 1 項		法第41条の5第7項
第 1 号		第 1 号	第 1 号		第 1 号
	同 法	租 税 特 別 措 置 法		同 法	租 税 特 別 措 置 法
	第 3 6 条	第36条の5（これら		第 3 6 条	第36条の5（これら
	の 5	の規定が東日本大震		の 5	の規定が東日本大震
		災の被災者等に係る			災の被災者等に係る
		国 税 関 係 法 律 の 臨 時			国 税 関 係 法 律 の 臨 時
		特 例 に 関 す る 法 律 第			特 例 に 関 す る 法 律 第
		11条の6第4項の規			11条の7第4項の規
		定により適用される			定により適用される
		場 合 を 含 む 。 次 条 第			場 合 を 含 む 。 次 条 第
		1 項 第 1 号 におい			1 項 第 1 号 におい
		て 同 じ 。 ）			て 同 じ 。 ）
附 則 第	租 税 特	東日本大震災の被災	附 則 第	租 税 特	東日本大震災の被災
4 条 の	別 措 置	者等に係る国 税 関 係	4 条 の	別 措 置	者等に係る国 税 関 係
2 第 1	法 第 4 1	法律の臨時特例に 関	2 第 1	法 第 4 1	法律の臨時特例に 関
項 に 規	条 の 5	する法律第11条の6	項 に 規	条 の 5	する法律第11条の7
定 する	の 2 第	第4項の規定により	定 する	の 2 第	第4項の規定により
法 附 則	7 項 第	読み替えて適用され	法 附 則	7 項 第	読み替えて適用され
第 4 条	1 号	る租税特別措置法第	第 4 条	1 号	る租税特別措置法第
の 2 第		41条の5の2第7項	の 2 第		41条の5の2第7項
1 項 第		第 1 号	1 項 第		第 1 号
1 号	同 法	租 税 特 別 措 置 法	1 号	同 法	租 税 特 別 措 置 法
附 則 第	第 3 1 条	第31条の3（東日本	附 則 第	第 3 1 条	第31条の3（東日本
4 条 の	の 3	大震災の被災者等に	4 条 の	の 3	大震災の被災者等に
5 に 規		係る国 税 関 係 法 律 の	5 に 規		係る国 税 関 係 法 律 の

定する 法附則 第5条 の4第 6項第 2号ロ		臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)	定する 法附則 第5条 の4第 6項第 2号ロ		臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 15条に 規定す る法附 則第34 条第4 項	第35条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)	附則第 15条に 規定す る法附 則第34 条第4 項	第35条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 31条第 1項	租税特別措置法第31条第1項		同法第 31条第 1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第 15条の 2第3 項に規 定する 法附則 第34条 の2第 6項	第35条 の3ま で、第 36条の 2、第 36条の 5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（こ	附則第 15条の 2第3 項に規 定する 法附則 第34条 の2第 6項	第35条 の3ま で、第 36条の 2、第 36条の 5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（こ

		れらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)			れらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項	附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）	附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に			4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に		

より滅失したことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規

より滅失したことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規

定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。	定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。
5 [略]	5 [略]

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をい	(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をい

う。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額（同法第82条の3第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第82条の11第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第82条の19第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する

う。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10

る場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11の2（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11の3（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6（第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。）、第66条の7（第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。）及び第66条の9の3（第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11の2（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11の3（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6（第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。）、第66条の7（第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。）及び第66条の9の3（第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

る。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額 （各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第145条の2第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第145条の6第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第144条の2及び第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42

第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5及び第42条の12の6(第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]

2～4 [略]

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第74条の2 法附則第30条の3の規定の適用を受ける加熱式たばこに係る製

条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5及び第42条の12の6(第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]

2～4 [略]

造たばこの本数は、前条第3項の規定にかかわらず、法附則第30条の3に定めるところによる。

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
（市民税の納税義務者）	（市民税の納税義務者）
第19条 [略]	第19条 [略]
2～9 [略]	2～9 [略]
10 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、 <u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u> 及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年	10 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、 <u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合</u> 、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第

法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において「公益法人等」という。)のうち法第296条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び第6項の規定により法人とみなされるものは、法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)については、第8項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の区の区域ごとに納税義務があるものとする。 11、12 [略]	2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において「公益法人等」という。)のうち法第296条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び第6項の規定により法人とみなされるものは、法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)については、第8項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の区の区域ごとに納税義務があるものとする。 11、12 [略]
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び次条の規定 令和8年1月1日
- (2) 第3条及び附則第3条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第4条の規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例(以下「新条例」という。)第18条第1項、第3項及び第4項、第20条の3並びに第25条第1項並びに附則第4条第5項及び附則第4条の2第5項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第25条の2の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第25条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第30条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、市たばこ税に関する経過措置は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第11条第2項から第5項までに定めるところによる。

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第2号

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

神戸市民生委員定数条例（平成27年3月条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
民生委員法（昭和23年法律第198号） 第4条第1項に規定する条例で定める 民生委員の定数は、<u>地域の実情を踏まえ、担当する区域の世帯数の均衡を考慮して規則で定める数</u>とする。	民生委員法（昭和23年法律第198号） 第4条第1項に規定する条例で定める 民生委員の定数は、<u>2,571人</u>とする。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第3号

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。	(対象者) 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。

(1)、(2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。））によるものとし、所得税法第35条第2項に規定す

(1)、(2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。））によるものとし、所得税法第35条第2項に規定す

る公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が規則で定める額を超えない者

(4)、(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度（療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「規則で定める額」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に

る公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が80万円を超えない者

(4)、(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度（療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する

規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者 イ [略]	給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者 イ [略]
---	---

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（助成の範囲） 第3条 [略] 2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を	（助成の範囲） 第3条 [略] 2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を

行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年(医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、

行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年(医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、

同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第41条の3の11第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が<u>規則で定める額</u>以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額 ア～ウ [略] 3～8 [略]	同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第41条の3の3第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が<u>80万円</u>以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額 ア～ウ [略] 3～8 [略]
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第4号

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公園施設の設置基準） 第3条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2（王子公園にあっては、100分の5）とする。 2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10（王子公園にあっては、100分の14）を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3 令第6条第1項第2号に掲げる場	（公園施設の設置基準） 第3条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項までに定めるところによる。

合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積

を超えることができることとする。

7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
 広告の表示をしようとする者は、第
 6条の規定にかかわらず、市長の許
 可を受けて、広告の表示をすること
 ができる。

王子公園陸上補助競技場 御崎公園
 球技場 御崎公園第2球技場 しあ
 わせの森陸上競技場 しあわせの森
 球技場 しあわせの森テニスコート
 北神戸田園スポーツ公園野球場
 北神戸田園スポーツ公園体育館 北
 神戸田園スポーツ公園球技場 神戸
 総合運動公園野球場 神戸総合運動
 公園陸上競技場 神戸総合運動公園
 陸上補助競技場 神戸総合運動公園
 球技場 神戸総合運動公園第2球技
 場 神戸総合運動公園テニスコート
 神戸総合運動公園体育館 神戸総
 合運動公園補助体育館 神戸総合運
 動公園野外ステージ

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

3 令第8条第1項の条例で定める割
 合は、100分の50とする。

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
 広告の表示をしようとする者は、第
 6条の規定にかかわらず、市長の許
 可を受けて、広告の表示をすること
 ができる。

王子公園陸上競技場 王子公園陸上
補助競技場 王子公園プール 御崎
 公園球技場 御崎公園第2球技場
 しあわせの森陸上競技場 しあわせ
 の森球技場 しあわせの森テニスコ
 ート 北神戸田園スポーツ公園野球
 場 北神戸田園スポーツ公園体育館
 北神戸田園スポーツ公園球技場
 神戸総合運動公園野球場 神戸総合
 運動公園陸上競技場 神戸総合運動
 公園陸上補助競技場 神戸総合運動
 公園球技場 神戸総合運動公園第2
 球技場 神戸総合運動公園テニスコ
 ート 神戸総合運動公園体育館 神
 戸総合運動公園補助体育館 神戸総
 合運動公園野外ステージ

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

<table><tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>王子公園</td><td>陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	都市公園名	有料公園施設	[略]	[略]	王子公園	陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場	[略]	[略]	<table><tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>王子公園</td><td><u>陸上競技場</u> 陸上補助競技場 バレーボールコート <u>プール</u> 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	都市公園名	有料公園施設	[略]	[略]	王子公園	<u>陸上競技場</u> 陸上補助競技場 バレーボールコート <u>プール</u> 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場	[略]	[略]
都市公園名	有料公園施設																
[略]	[略]																
王子公園	陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場																
[略]	[略]																
都市公園名	有料公園施設																
[略]	[略]																
王子公園	<u>陸上競技場</u> 陸上補助競技場 バレーボールコート <u>プール</u> 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場																
[略]	[略]																
(2) 附属設備である有料公園施設	(2) 附属設備である有料公園施設																
<table><tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>王子公園</td><td>場内放送設備 テント 電源</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	都市公園名	有料公園施設	[略]	[略]	王子公園	場内放送設備 テント 電源	[略]	[略]	<table><tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>王子公園</td><td><u>附属会議室</u> 夜間照明設備 <u>コインロッカー</u> 場内放送設備 テント <u>競技用器具</u> 電源</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	都市公園名	有料公園施設	[略]	[略]	王子公園	<u>附属会議室</u> 夜間照明設備 <u>コインロッカー</u> 場内放送設備 テント <u>競技用器具</u> 電源	[略]	[略]
都市公園名	有料公園施設																
[略]	[略]																
王子公園	場内放送設備 テント 電源																
[略]	[略]																
都市公園名	有料公園施設																
[略]	[略]																
王子公園	<u>附属会議室</u> 夜間照明設備 <u>コインロッカー</u> 場内放送設備 テント <u>競技用器具</u> 電源																
[略]	[略]																

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前													
別表第 2 （第14条関係）											別表第 2 （第14条関係）													
(1)～(5) [略]											(1)～(5) [略]													
(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合											(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合													
種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用	種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用	
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
少年野球場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	少年野球場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
陸上競技場	[略]	[略]	[略]									陸上競技場	王子公園	土・日・祝				44,000円			1時間5,500円	1人1回350円 回数利用券による場合 11回につき 一般 3,500円 学生 2,200円		
													その他				37,000円							
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]		
バレーボールコート												バレーボールコート	[略]	[略]	[略]									
プー ル												プー ル	王子公園	土・日・祝	20,000円	50,000円		67,000円				15歳以上の者（中学生を除く。）	20人以上50人未満の団体	
												その他	13,000円	33,000円		44,000円				個人利				

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料			
附属会議室	北神戸田園 スポーツ公 園	野球場用			
		会議室 1	1 時間につき	500円	
		会議室 2	1 時間につき	200円	
		体育館用	会議室 1	土・日・祝	1 時間につ き 800円
				その他	1 時間につ き 650円
		会議室 2	土・日・祝	1 時間につ	

			00円	00円		円			1 人 1 回 350円 中学生以下 の者 1 人 1 回 150 円 回数利用券 による場合 11回につき 15歳以上 の者（中学 生を除 く。）3,50 0円 中学生以下 の者 1,50 0円	用の 1 割引 50人以上の 団体 個人 利用の 2 割 引
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料			
附属会議室	王子公園	会議室 1 時間につき 500円			
	北神戸田園 スポーツ公 園	野球場用			
		会議室 1	1 時間につき	500円	
		会議室 2	1 時間につき	200円	
		体育館用	会議室 1	土・日・祝	1 時間につ き 800円
				その他	1 時間につ き 650円
		会議室 2	土・日・祝	1 時間につ	

				き 300円
			その他	1 時間につ き 250円
		会議室 3	土・日・祝	1 時間につ き 300円
			その他	1 時間につ き 250円
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
場内放送設備	王子公園	1 台 1 回 1 日につき 1,500円		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
コインシャワー	[略]	[略]		
競技用器具				
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		

(8) [略]

備考

1 ～ 5 [略]

6 法第 7 条第 6 号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に係る行為の許可又は第 8 条第 1 項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額と

				き 300円
			その他	1 時間につ き 250円
		会議室 3	土・日・祝	1 時間につ き 300円
			その他	1 時間につ き 250円
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]		
	王子公園	全部を点灯する場合 30 分につき 2,500円 2 分の 1 を点灯する場合 30 分につき 1,800円		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
場内放送設備	王子公園	陸上競技場用 1 台 1 回 1 日につき 4,500円 陸上競技場以外用 1 台 1 回 1 日につき 1,500円		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
コインシャワー	[略]	[略]		
競技用器具	王子公園	サッカーゴール 1 回 1 日につき 2,000円 その他の器具 1 回 1 日につき 6,000円		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		

(8) [略]

備考

1 ～ 5 [略]

6 法第 7 条第 6 号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に係る行為の許可又は第 8 条第 1 項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額と

する。 (1) 営利を目的とする場合 ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。 (ア) [略] (イ) 北神戸田園スポーツ公園野球場、北神戸田園スポーツ公園第2野球場、北神戸田園スポーツ公園第3野球場、北神戸田園スポーツ公園球技場、北神戸田園スポーツ公園体育館、神戸総合運動公園陸上競技場、神戸総合運動公園陸上補助競技場、神戸総合運動公園球技場、神戸総合運動公園テニスコート、神戸総合運動公園体育館若しくは神戸総合運動公園補助体育館（以下「大規模運動施設」という。）の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき又は神戸総合運動公園野外ステージを利用するとき。 この表に定める額の3倍に相当する額 (ウ) [略] イ、ウ [略] (2) [略] 7～14 [略]	する。 (1) 営利を目的とする場合 ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。 (ア) [略] (イ) <u>王子公園陸上競技場</u>、北神戸田園スポーツ公園野球場、北神戸田園スポーツ公園第2野球場、北神戸田園スポーツ公園第3野球場、北神戸田園スポーツ公園球技場、北神戸田園スポーツ公園体育館、神戸総合運動公園陸上競技場、神戸総合運動公園陸上補助競技場、神戸総合運動公園球技場、神戸総合運動公園テニスコート、神戸総合運動公園体育館若しくは神戸総合運動公園補助体育館（以下「大規模運動施設」という。）の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき又は神戸総合運動公園野外ステージを利用するとき。 この表に定める額の3倍に相当する額 (ウ) [略] イ、ウ [略] (2) [略] 7～14 [略]
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の表、別表第1第1号及び別表第2第6号のうち、陸上競技場に係る改正規定並びに別表第1第2号、別表第2第7号及び別表第2備考の改正規定は、令和7年9月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第5号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
選挙長	日額 <u>12,200</u> 円	[略]	選挙長	日額 <u>10,800</u> 円	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	
開票管理	日額 <u>12,200</u> 円		開票管理	日額 <u>10,800</u> 円	

者			者		
[略]	[略]		[略]	[略]	
開 票 立 会 人	日 額 <u>10,100</u> 円		開 票 立 会 人	日 額 <u>8,900</u> 円	
選 挙 立 会 人	日 額 <u>10,100</u> 円		選 挙 立 会 人	日 額 <u>8,900</u> 円	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。